

事件名：「運命の顔」事件	法分野：著作権法
東京地方裁判所平成20年2月15日判決（平成18年（ワ）第15359号損害賠償等請求事件） 最高裁 HP http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080218161531.pdf	
<p>【事案の概要】</p> <p>原告は、主に人物伝を中心としたドキュメンタリーの執筆を業とする作家である。被告Bは、医学博士、看護師であり、自身が顔面の海綿状血管腫に苦しんだことから、顔面に病気や傷などを抱える人たちに対する偏見をなくすための活動を行っている者である。被告汐文社は、児童書を出版する出版社である。</p> <p>「運命の顔」（以下、「本件書籍」という）は、被告Bの自叙伝であり、平成15年10月30日に、株式会社草思社から発行された。本件書籍は、おおむね、原告が被告Bの口述を聴取、録音する、原告が被告Bの口述を基に、原稿を執筆する、被告Bが、原告の執筆した原稿を確認し、表現を確定する、という過程を経て作成された。</p> <p>「さわってごらん、ぼくの顔」（以下、「被告書籍」という）は、児童向けの被告Bの自叙伝であるが、平成16年11月30日に、被告B、被告汐文社（以下、「被告ら」という）から、原告に無断で発行された。</p> <p>本件は、原告が、本件書籍は原告と被告Bとの共同著作物であるにもかかわらず、被告らが、本件書籍を複製又は翻案した被告書籍を原告に無断で発行したとして、被告らに対し、著作権（複製権、翻案権又は譲渡権）の侵害に基づく損害賠償及び著作者人格権の侵害に基づく慰謝料 謝罪広告の掲載 被告書籍の複製、頒布の差止めを求め、被告汐文社に対し、被告書籍の廃棄を求めたという事案である。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) 本件書籍は原告と被告Bとの共同著作物であるか否か (2) 本件書籍が原告と被告Bとの共同著作物である場合の持分割合 (3) 被告らによる本件書籍に関する原告の著作権（複製権、翻案権又は譲渡権）の侵害の有無 (4) 被告らによる本件書籍に関する原告の著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害の有無 (5) 被告書籍の複製、頒布の差止め及び廃棄の必要性 (6) 損害の有無及び額 (7) 謝罪広告の必要性</p>	
<p>【判旨】（結論：一部認容）</p> <p>(1) 争点(1) 結論：本件書籍は原告と被告Bとの共同著作物である。 理由 本件書籍の創作過程（原告が創作に関与することになった経緯、原告の被告に対する取材の態様、原告による執筆の過程、被告による確認、修正依頼の過程等）、印税の配分率の決定の経緯、奥付の「構成」者名と（C）マーク欄に原告の氏名が記載されていること等を認定した上で、以下のように判示した。 「原告は、本件書籍の文章表現について、単に被告Bの口述表現を書き起こすだけといった、被告Bの補助者としての地位にとどまるものではなく、自らの創意を發揮して創作を行ったものと認められる。また、被告Bは、自らの体験、思想及び心情等を詳細に原告に対して口述し、被告Bの口述を基に原告が執筆した各原稿について、これを確認し、加筆や削除を含め表現の変更を指摘することを繰り返したのであるから、被告Bも、本件書籍の文章表現の創作に従事したものと認められる。 そうすると、本件書籍の文章表現は、原告及び被告Bが共同で行ったものであり、原告と被告Bとの寄与を分離して個別的に利用することができないものと認めるのが相当である。」</p> <p>(2) 争点(2) 結論：本件書籍の著作権の持分割合は、原告が65%、被告が35%である。 理由：印税の配分率につき、制作過程の作業量を考慮して、原告を6.5%、被告を3.5%とする合意が成立している。</p> <p>(3) 争点(3) 結論：複製権、翻案権又は譲渡権侵害になることを肯定 理由 ・内容及び形式覚知性、表現形式上の本質的特徴直接感得性 「被告書籍における表現は、本件書籍における表現をほぼそのままに引き写したか、本件書籍における表現を平易な言葉を用いて修正したり、一部を削って簡略化したり、並べ替えたりしたものにすぎないといえる。 したがって、各被告文章は、各本件文章の内容及び形式を覚知させるに足りるものか、少なくとも、各本件文章の表現形式上の本質的な特徴を直接感得することができるものであるということが出来る。」 ・依拠性</p>	

被告書籍の本文や末尾に掲載された被告Bのプロフィールの中で、被告Bの著書として本件書籍が紹介されていること、被告書籍の執筆に関与したCのブログ中で、被告書籍が本件書籍の子ども向け書籍である旨言及されていることなどから肯定

・過失

被告Bにつき、本件書籍創作の経緯を知っていたことから、過失を肯定。

被告汐文社につき、本件書籍末尾に構成者として原告の氏名が記載されていたこと、(C)マーク欄に、被告Bとともに原告氏名が記載されていることから過失を肯定。

(4) 争点(4)

結論：同一性保持権侵害及び氏名表示権侵害を肯定

理由：被告は、原告に無断で改変を加えた被告書籍を制作し、しかも被告書籍に原告の氏名を表示しなかった。

(5) 争点(5)

結論：被告書籍の複製、頒布の差止め及び廃棄の必要性を肯定

理由：被告らが著作権侵害を争っている。被告汐文社が被告書籍499部を在庫として占有している。

(6) 争点(6)

結論：損害額は、財産的損害22万8150円 精神的損害30万円 弁護士費用10万円の 合計62万8150円

理由：財産的損害について、114条2項、114条3項に基づく損害額の算定を行なったが、114条3項に基づく算定額の方が高額となったため、114条3項に基づく算定額の方を最終的に認定した。

使用料相当額は定価の10%相当であるとして、114条3項に基づき、

$1300 \text{円 (定価)} \times 7500 \text{部 (販売部数)} \times 0.1 \text{(使用料相当割合)} \times 45/125 \text{(侵害部分の行数を頁数に換算した場合の総頁に占める割合)} \times 65/100 \text{(原告の持分割合)} = 22 \text{万} 8150 \text{円}$ と算定した。

「なお、原告は、著作権侵害訴訟における損害額の算定については、通常取引関係において合意される利用率よりも高率な利用率により損害額を算定すべきである旨主張するものの、著作権法114条3項が「著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」と規定していることに照らし、採用することができない。」と判示した。

(7) 争点(7)

結論：謝罪広告の必要性を否定

理由：原告の氏名は、本件書籍の末尾奥付に、「構成」として記載されているにとどまり、本件書籍と被告書籍とともに被告Bの体験や心情等をつづった自叙伝であり、被告書籍の販売部数が7,500部と多くはないことを考慮。

【コメント】

・共同著作物性について

共同著作物性の認定につき、単なる補助者としての地位にとどまるものではなく、自らの創意を発揮して創作を行ったか否かを判断しており、過去の裁判例の流れを踏襲するものであるといえる。

なお、本件においては、原告が、「原告は、被告Bの口述を忠実に文章化することを請け負った、いわゆる『ゴーストライター』にすぎない。ここに、『ゴーストライター契約』とは、『ゴーストライター』となる者が著作の趣旨を心得つつ、執筆の労力の大半を引き受けながら、著作権は帰属しないことを承諾することを内容とする契約である。」との主張を展開し、原告が著作者であることを争ったが、かかる主張は退けられた。

・著作権法114条3項による損害額の算定方法について

著作権法114条3項は、平成12年改正により、「通常受けるべき金銭の額に相当する額」の「通常」という文言が削除された。このことを根拠に、「侵害し得」の防止のためにも相場よりも高額な使用料率を認定すべきとの主張がされることがあるが、判例は、使用料の一般的相場に依拠することが多い。

「通常」の文言が削除された趣旨はあくまで、「一般的相場にとらわれることなく、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な使用料額が認定できることを明確にし」た（加戸守行「著作権法逐条講義五訂新版」2006年3月著作権情報センター679P）ものであり、かかる規定の趣旨から、当然には、高額な使用料率を適用すべきであるとの理屈が導き出されるものではないといえる。本判決でも、高額な使用料率を適用すべきであるとの原告の主張は退けられ、出版物の場合の印税の相場にしたがって、使用料率は、定価の10%とされた。

【参考文献】

共同著作物性が争点となった裁判例

- ・SMA Pインタビュー記事事件（東京地判平成10年10月29日 判時1658号166頁）
- ・「静かな焔」事件（大阪地判平成4年8月27日 判時1444号134頁）

- ・「はだしのゲン」事件（東京地判平成14年8月28日 判時1816号135頁）
- ・英訳平家物語事件（大阪高判昭和55年6月26日 無体例集12巻1号266頁） など
著作権法114条3項による損害額の算定方法が争点となった裁判例
- ・日照問題著作事件（東京地判昭和53年6月21日判タ366号343頁）
- ・小学校国語テスト事件（東京高判平成16年6月29日 最高裁HP）など
共同著作物全般について論じた文献
- ・上野達弘「共同著作の要件論」（「知的財産法の理論と実務4」2007年6月 新日本法規 所収）など
ゴーストライターの著作権全般について論じた文献
- ・柳沢眞実子「ゴーストライターの氏名表示権」（「著作権法と民法の現代的課題 - 半田正夫先生古稀記念論集 - 」2003年3月 法学書院 所収）
著作権法114条3項による損害額の算定方法について論じた文献
- ・山本隆司「損害額の算定」（「知的財産法の理論と実務4」2007年6月 新日本法規 所収）380頁以下
- ・早稲田祐美子「著作権侵害による損害」（「新裁判実務体系 著作権関係訴訟法」2004年12月 青林書院 所収）539頁以下 など